

平成28年度第11回山口市農業委員会農地部会議議事録

- 1 日 時 平成29年月2月21日（火）午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員（20名中17名：農地部会委員19名及び会長1名）
木原 義則、小野 基之、片山 潤之、藤村 守、中川 恵美子、佐々木慶市、藤原 敏郎、勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、長尾 進、藏重 秀雄、永松 之生、金子 哲昌、綾城 初江、中村 敏、山根 伊都子、安田 敏男

(2) 欠席委員（2名）
海地 博志、田戸 洋志、

(3) 事務局
山根副参事・杉山主査・長谷川

(4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年度第11回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数17名、欠席委員2名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、山口・鴻南地区の片山 潤之と、山口・鴻南地区の藤村 守委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、農地法に係る3条・4条・5条、農地転用事業計画変更承認申請、競売にかかる買受適格証明、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議、土地改良事業参加資格交替の申し出について、追分地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、及び現況証明についてです。

審議後は報告事項として、農地法関係の届出等の状況、転用諮問事案に対する答申となっております。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは1ページをお開きください。

合わせて参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ4.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、119アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、上小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南西へ1.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、168アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北へ1.0kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、295アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、鑄銭司です。

申請地は、鑄銭司地域交流センターから北へ200mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、1,467アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ1.0～1.6kmに位置する、農用地区域内及び集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業兼土木建築業を営む者です。

農機具を相当数所有しており、効率的な営農が行えることから、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は266アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ980m～1.2kmに位置する、農用地区域内、及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業兼土木建築業を営む者です。

農機具を相当数所有しており、効率的な営農が行えることから、経営規模の拡大を図るものです。

なお、この事案のうち1筆は、農地所有適格法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合、当該法人が

引き続き当該農地等を効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営面積は249アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南西へ850mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、農業兼土木建築業を営む者です。

農機具を相当数所有しており、効率的な営農が行えることから、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は230アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定している農地を取得し、経営規模の安定を図るものです。

取得後の経営面積は121アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に本店を有し、牧場を営む農地所有適格法人です。

経営する牧場に隣接する申請地を取得し、牧草を栽培するものです。

なお、本事案と同時に利用権設定申請書が提出されており、平成29年2月25日の公告後の経営規模は51アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

また、本事案の許可は、利用権設定の公告と同時施行といたします。

議案第10号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から南西へ2.8kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、防府市内に居住する、農業を営む者です。

自己所有地の隣接地を取得し、農業規模の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は55アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有地の隣接地を取得し、農業規模の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は246アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ2.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、防府市内に居住する、農業兼会社員です。

高齢で営農が困難になった叔父から申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は149アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北へ2.8～3.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼建設業を営む者です。

相続人に農業をするものがないため、申請地を取得し、農業規模の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は148アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第14号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在も利用権設定し耕作する、申請地を農地売買事業により取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は918アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

事務局杉山

議案第15号、阿東徳佐下です。

申請地は、JR鍋倉駅から北東へ1.1～1.2kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、現在も耕作している申請地を取得し農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、1,213アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上の農地法第3条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、取得後の全ての農地の効率的な利用、労働力、通作距離などをみても問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において、現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

藏重委員

徳地の第10号、第12号の議案ですが、いずれも防府の方ということで、防府からの通作ということですが、申請地周辺に全部この土地を持っておられるということで、問題はないと思われまます。

木原部会長

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第1号から議案第15号について一括で採決を行います。

木原部会長

農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは10ページをご覧ください。
合わせて参考位置図18ページをお開きください。

議案第16号、神田町です。

申請地は、山口市役所から西へ1.6kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、神奈川県横浜市内に居住する、無職の者です。

近隣の駐車場が少ないことから、需要が見込めるため貸駐車場とするものです。

議案第17号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南西へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、無職の者です。

申請地は、交通の便が良いため、貸資材置場として整備して貸すものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を経て、農地部会に提出されております。

木原部会長

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第4条に係る申請について、議案第16号及び議案第17号について採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、12ページをご覧ください。
合わせて参考位置図20ページをお開きください。

議案第18号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから南西へ2.6kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する、団体職員です。

仁保地域で就農するため、自己用住宅兼店舗を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第19号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、ダンボール加工業を営む法人です。

隣接地でダンボール加工場を営んでおり、事業規模の拡大に伴い敷地を拡張し、工場兼事務所を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法に規定する開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第20号、大内矢田南四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ930mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、団体職員です。

現在借家住まいであるが、家族も増え手狭となったため、実家に隣接する親所有の申請地を借りて、自己用住宅を建設するものです。

議案第21号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ350mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

居住している家に近い申請地を取得して、島根県鹿足郡津和野町にある家財等を収納する倉庫を建設するものです。

議案第22号、宮野下です。

申請地は、宮野地域交流センターから南へ520mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な住宅街で交通の利便性もよく、需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第23号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ490mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、社会福祉法人です。

既存保育園敷地が手狭となったため、隣接地に運動場及び駐車場を設置するものです。

議案第24号、吉敷上東二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ870mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、土木建築業を営む法人です。

申請地周辺は、住宅化が進み、需要が見込まれるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の宅地化が進んでおり、利便性もよいため、共同住宅用地を造成するものです。

議案第26号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南へ970mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

閑静な場所にあり交通の便もよいため、建売住宅を建設するものです。

議案第27号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に主たる事務所を有する、医療法人です。

職員の駐車場が不足し、新たに確保する必要があるため、駐車場として造成するものです。

議案第28号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から西へ70mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、美容室を営む者です。

事業拡大に伴い、駐車場が不足するため、隣接する申請地を駐車場として利

用するものです。

議案第29号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ730mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、加工食品製造販売業を営む法人です。

事業の拡大に伴い、既存工場の商品仕分スペースが手狭なため、申請地を借り受け、仕分施設を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第30号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから西へ230mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

経営する協同組合の研修宿舎の駐車場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場を整備して貸すものです。

議案第31号、議案第32号、嘉川は、事業内容が同じであるため、合わせて御説明いたします。

申請地は、JR上嘉川駅から北へ630～860mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都港区内に本店を有する、再生エネルギー発電事業を営む法人です。

ゆるい南向き傾斜で、一日中日照を得ることができ、安定した電力の生産が見込めることから、申請地を取得及び地上権を設定し、太陽光発電事業に参入するものです。

なお、この案件は2ヘクタールを超える農地の転用になりますので、県知事許可となります。

また、議案第31号の嘉川、1589番、1590番の所有者につきましては、申請後に所有者が死亡されたため、現在、相続人を特定させる手続きを行っておられます。相続人が特定されない状態のまま農地部会で審議することについては、事業内容には変更がないため問題ないことを県に確認しております。なお、許可につきましては、事業を継承する相続人に対して行うことになると県から回答を得ています。

議案第33号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ350～450mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

周辺の住環境が良く、住宅地を求める要望が多い場所であるため、需要が見込めることから、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

住環境がよく、通勤の便もよい父所有の土地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第35号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市内に本店を有し、小売店を営む法人です。

現在の店舗の駐車場が狭いため、店舗横の申請地を借り受け、駐車場として整備するものです。

議案第36号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から東へ250mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

住環境に恵まれ、交通の便も良く、幼稚園や小学校にも近いため、需要が見込めることから、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から南西へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいのため、会社から近い妻の実家所有の土地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

事務局杉山

議案第38号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南へ2.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、製材業を営む者です。

所有者は市外に居住しており管理が困難なため、譲り受け植林をするものです。

議案第39号、徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から南へ350mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、木材販売業及び製材業を営む法人です。

業務拡大により手狭になったため、製材所に隣接する申請地を譲り受け、倉庫と資材置場を設置するものです。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、先日、担当地区協議会において現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

渡邊委員

嘉川の渡邊です。第31号議案と第32号議案です。面積が広い太陽光発電です。この地域は、いわゆる白地の地域ですので、圃場整備はまずできないところです。それから、農地水環境保全の向上対策ができない。それから当然、農地中間管理機構も入ってこない。こんなところですね、平地ではあるんですが、図面の通り、不整形の小さい田んぼばかりの土地でして、この図面をみると、ちゃんと道路があるようにはなっておりますけれども、

渡邊委員 整備がされておられませんので、軽トラ、現在の農機具が入れるような道路ではありません。そういったことで、長い間耕作されずに放置しておいた土地でございます。2～3年前から、太陽光発電というような話が出てきて、何せ、地権者が14人ぐらいおられますので、調整に時間を要しました。ですが、今の東京の会社が地元の建設会社と合同の会社を設立いたしまして、地元での折衝なりをして、ようやく全員が合意しまして、こういう形のものができるようになりました。また、地元の建設会社と合同会社を設立しておりますので、今後の管理についても地元の建設会社を通じて指導ができることも、よかったかなと思います。説明は以上です。

木原部会長 ありがとうございます。他にありますか。

片山委員 資本金1円というのは、大丈夫ですか。

渡邊委員 1円でも会社はできます。

片山委員 会社はできますが、その辺を。

山根副参事 事務局の方からもご説明したいと思います。
今、渡邊委員さんの方からもご発言がありましたけれども、会社法等が改正されて、今は1円でも会社そのものを設立できるということになっております。東京の会社と地元の会社で、この合同会社を昨年の12月に設立ということで、この太陽光に向けての設立と伺っております。地元の会社の方で農地の管理等を含めて、こちらの方の苦情も含めての窓口になっていただけるということを聞いておりますので、事務局の方では大丈夫と考えております。

木原部会長 他にありませんか。

藏重委員 徳地の第39号議案です。面積的に1000㎡超え、さらに倉庫ということがありますが、前もって開発行為の届出と景観条例の方は出されておりますので、お知らせしておきます。

木原部会長 他にありませんか。なかったら、私の方から1つ。
議案第21号、図面の方は23ページ、津和野の人が宮野に倉庫と説明があったと思いますが、現在は、図面を見てもらったらわかりますように、転用のすぐ下側に手書きで名前が入れてあると思います。そこに、現在は住ん

木原部会長

でおられますので、住所は津和野になっていますが、宮野に今おられますので何も問題はないと思います。

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第18号から議案第39号について一括で採決を行います。

議案第18号から議案第30号、及び議案第33号から議案第39号については許可とし、議案第31号及び議案第32号については、農地の転用面積が2ヘクタールを超え、県の許可となりますので、許可相当として県に意見書を進達することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって、議案第18号から議案第30号、及び議案第33号から議案第39号については許可とし、議案第31号及び議案第32号については、許可相当として山口県へ進達いたします。

それでは次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、29ページをご覧ください。
合わせて参考位置図42ページをお開きください。

議案第40号 小郡上郷 事業計画変更です。

申請地は、小郡インターチェンジから南東へ300mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、美祢市内に本店を有し、土木建設業を営む法人です。

平成26年11月28日付で資材置場及び従業員用・作業車用駐車場を目

事務局杉山

的とした農地法第5条の許可を受け、60%ほど工事を完了し利用を開始しているが、残りの部分について、埋め立て用の残土が計画通り調達できなかったため、事業期間を延長するものです。

以上の事業計画変更の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法において、立地基準に適合しており、また、一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題がないため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において審議に付され、議案審査票において、立地許可基準および一般許可基準にもとづく現地調査および議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で事業計画変更に係る申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました事業計画変更に係る議案第40号について採決を行います。

事業計画変更について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました、事業計画変更に係る申請について、承認といたします。

それでは次に、競売にかかる買受適格証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局杉山

それでは、30ページをご覧ください

事務局杉山

合わせて参考位置図43ページをお開きください。

議案第41号、阿東徳佐中、競売にかかる買受適格者証明です。

申請地は、阿東総合支所から北東へ1.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

競売に参加し、先祖から受け継いだ農地を取得して、地域農業の発展のために農業経営を図るものです。

全筆落札した場合の経営規模は、131アールとなります。

以上の競売にかかる買受適格者証明につきましては、議案書及び只今後説明しましたとおり、全ての農地を取得した場合には、農地の効率的な利用、労働力・通策距離などを見ても問題が無いため、農地法第3条第2項各号の不許可の事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものでございます。

なお、この議案につきましては、申請人が最高買受申出人又は、次順位買受申出人となり、農地法第3条許可の申請書を提出した場合において、買受適格証明の交付時と事情が異なっていない場合は、許可をしてよいかも合わせてご審議ください。よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、先日、担当地区協議会において、審議に付され、許可基準にもとづく現地調査および議案審議を過て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

金子委員

補足説明をしますが、息子さんがこのたび参加して入札をしたいということです。

木原部会長

他にありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で競売にかかる買受適格者証明の申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。ただいま審議しました議案第41号の競売に

木原部会長

かかる買受適格者証明の申請について採決を行います。

競売にかかる買受適格者証明の申請について、証明書を発行すること及び申請人が最高価買受申出人又は、次順位買受申出人となり、農地法第3条許可の申請書を提出した場合において、買受適格者証明の交付時と事情が異なっていない場合は、許可をしてよいとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第41号の競売にかかる買受適格者証明の申請については、証明書を発行することとし、申請人が最高価買受申出人又は、次順位買受申出人となり、農地法第3条許可の申請書を提出した場合において、買受適格者証明の交付時と事情が異なっていない場合は、許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、31ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第42号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計 477筆 678,961.82㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

事務局杉山

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、32ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第43号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計 34筆、48,402㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いたします。

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、33ページをご覧ください。

事務局杉山

議案第44号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が6件
7,776.13㎡、用途区域変更が3件 2,144.75㎡でございます。
ご審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等
があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第44号の農用
地区域の変更について、採決を行います。
決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第44号農用地区域の変更については、意見はない
ものとして決定し、山口市に回答します。

それでは次に、山口市徳地土地改良事業参加資格交替の申し出について、
審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局杉山

それでは、34ページをご覧ください。
議案第45号 徳地 土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づく土
地改良事業参加資格交代の申し出についてです。

申し出の農地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ1.8kmに
位置する、農用地区域内の農地です。

申出人は、徳地の山畑地区の土地改良事業に参加を希望する土地所有者2
名です。

利用権が設定された農地の土地改良事業の実施に当たっては、所有者と利
用権者のどちらを土地改良事業の参加資格者とするのが適当かは地域の実
情によって異なるものと考えられますが、今回の申し出は利用権者の同意が

事務局杉山 得られておりますことから、所有者による土地改良事業の参加資格交替の申し出については問題ないと考えられます。御審議をよろしく申し上げます。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。
この議案は、先日、担当地区協議会において議案審査を過て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたら申し上げます。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。ご意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、以上で徳地土地改良事業参加資格交替の申し出についての議案審議を終わります。

それでは、第45号の採決を行います。

ただいま審議しました徳地土地改良事業参加資格交替の申し出について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第45号は承認といたします。

それでは次に、特定農用地利用規程の認定についての審議を行います。

議案説明を事務局より申し上げます。

事務局杉山 それでは、37ページをご覧ください。

議案第46号、追分地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取です。

別冊にて、参考資料をご用意しておりますので、併せてご覧ください。

農地利用改善組合特定利用規程について、山口市長より農業経営基盤強化促進法に基づき、意見を求められています。

本事業は、地域の農地の有効利用と、農業経営の改善を行うことを目的としております。

当該利用規程においては、各条項で実施区域や作付け地の集団化の促進、栽培管理の改善の促進、耕作放棄の解消など農用地の利用関係の改善、特定

事務局杉山 農業法人への利用集積を図ることなどが定められておりますが、阿東地区協議会でこの規程の第9条の農作業の効率化の実行方策において、規程どおりの管理作業が徹底されていない実態があるため、規程どおりに実施するようにとの意見が出されております。規程そのものは、山口市の「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に適合しております。

木原部会長 ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第46号の特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、採決を行います。

この件につきまして、意見を付して回答することに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第46号の特定農地利用規程の認定に対する意見聴取については、意見を付して回答いたします。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします

事務局杉山 それでは、38ページをご覧ください。
合わせて参考位置図44ページをお開きください。

議案第47号 現況証明 徳地伊賀地です。

登記地目が田の3筆、1,900㎡については、申し出によると、申請地は昭和50年代の減反政策で植林したが、一部荒廃し、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号 現況証明 徳地伊賀地です。

登記地目が田の1筆、1,038㎡については、申し出によると、申請地は昭和50年代の減反政策で植林したが、荒廃し、現在に至るものです。

事務局杉山

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号 現況証明 徳地伊賀地です。

登記地目が田の1筆、634㎡については、申し出によると、申請地は昭和60年に申請人の父の死亡後、耕作を放棄したため荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号 現況証明 徳地伊賀地です。

登記地目が田及び畑の3筆、1,872㎡については、申し出によると、申請地は昭和60年に申請人の父の死亡後、耕作を放棄したため荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号 現況証明 徳地岸見です。

登記地目が畑の1筆、42㎡については、申請地は平成3年頃造成し、駐車場及びゴミの集積場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号 現況証明、阿東徳佐下です。

登記地目が田の土地1筆、318㎡については、昭和60年頃に農業用倉庫を建設し、宅地となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号 現況証明、阿東嘉年下です。

登記地目が田の土地2筆、合計215㎡については、平成25年7月の豪雨災害で土砂が流入し、耕作が困難となり現在に至るものです。

災害で埋没し、今後復旧の見込みがないため、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、特に意見がないようですので議案第47号から議案第53号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

以上で本日の議案はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局杉山

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。

1月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の諮問事案については、記載のとおりです。

報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何かご質問がありましたらお願いします。

【なし】

木原部会長

それでは、報告事項は終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。

以上、平成28年度第11回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成29年2月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 木原 義則

署名委員 片山 潤之

署名委員 藤村 守

記録者 長谷川 聡実